

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

富山市民病院が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第3号の規定により公表する。

平成30年4月10日

富山市病院事業管理者 泉 良 平

- 1 契約の件名
富山市民病院院内業務補助及び救急輪番日の当直業務委託
- 2 随意契約を締結した課室の名称
富山市民病院経営管理課
- 3 契約の相手方を決定した日
平成30年4月1日
- 4 契約の相手方の住所及び名称
富山市牛島町9番4号
社団法人富山市シルバー人材センター
- 5 契約金額
院内補助業務（月～金曜日） 日額 7, 292円
救急輪番日当直業務（日中） 日額11, 881円
救急輪番日当直業務（夜間） 日額15, 194円
- 6 随意契約の理由
本契約の目的が地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。